

# 令和6年度被扶養者現況確認調査実施要領

## 1. 目的

扶養認定後における被保険者と被扶養者の生計維持関係を再確認するため、本調査を実施する。（健康保険法施行規則第50条・厚生労働省保険局長通知・保険局保険課長通知）

## 2. 対象被扶養者

- (1) 16歳以上75歳未満の子・孫・甥姪を除く被扶養者
- (2) 16歳以上75歳未満の子・孫・甥姪で現在無職と思われる被扶養者  
※令和6年5月1日より前に認定された被扶養者（学卒調査対象者を除く）

## 3. 調査事項

被保険者との生計維持関係、同居の有無、収入金額等

## 4. 実施時期

令和6年9月～12月

「12. 被扶養者調査スケジュール」のとおり

## 5. 令和6年度被扶養者現況報告書提出期限

- (1) 被保険者：令和6年10月11日（金）
- (2) 事業主：令和6年10月18日（金）

## 6. 提出書類

- (1) 被保険者  
「被扶養者添付書類一覧表」のとおり  
※ 年金を受給している被保険者は、直近の「年金振込通知書」を提出する。  
※ その他状況に応じて追加書類が必要となる場合がある。
- (2) 事業主  
令和6年度被扶養者現況報告書  
※ 調査対象者が就職等により社会保険に加入している場合は、当該資格取得日を以って扶養削除となるため、随時、被扶養者（異動）届を提出する。

## 7. 被扶養者の要件

- (1) 健康保険法第3条第7項
  - ① 被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの。
  - ② 被保険者の三親等内の親族であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。

- ③被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。
- ④上記③の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。

## 8. 生計維持関係の要件

### (1) 同一世帯の場合

対象者の年間収入が130万円（60歳以上の場合は180万円）未満、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であること。

### (2) 同一世帯でない場合

対象者の年間収入が130万円（60歳以上の場合は180万円）未満、かつ被保険者からの援助額より対象者の収入額が少ないこと。

なお、確認のため令和5年8月から令和6年7月（1年分）までの被保険者から該当被扶養者への送金額がわかる書類を提出すること。

### (3) 年収の壁・支援強化パッケージに該当する場合

対象者の年間収入が130万円（60歳以上の場合は180万円）を超える場合で、人手不足による労働時間の延長等に伴う、一時的な収入の増加によるものであること。

なお、確認のため「被扶養者の収入確認に当たっての（一時的な収入変動）に係る事業主の証明書」、「一時的な収入増加の要因についての申出書」及び「雇用契約書（写）」を提出すること。

## 9. 年間収入

(1) 年間収入は、給与、各種年金及びその他恒常的な収入とする。

(2) 事業収入は、「総収入から直接的必要経費を差し引いた額」を所得とし、それを収入として取扱う。

なお、直接的必要経費は、原則、健保組合が認めているものに限る。

## 10. 被扶養者の要件を満たす場合

継続認定とする。

### 11. 被扶養者の要件を満たさない場合

令和7年1月1日付で扶養削除とする。

(1) 所得証明書の年間収入が130万円（60歳以上の場合は180万円）を超える者。

(2) 被保険者の年間収入の2分の1を超えている者。（ただし、事業収入がある者は9の（2）のとおりとする。）

※上記（1）、（2）に該当する場合でも、8の（3）年収の壁・支援強化パッケージに該当し、一時的な収入の増加であることが認められた場合は、この限りではない。

- (3) 同一世帯でない者で、令和5年8月から令和6年7月（1年分）までの被保険者から該当被扶養者への送金額が分かる書類を提出できない又は送金の事実が確認できない者。
- (4) 令和6年11月8日までに書類が提出されない者。（健康保険法施行規則第50条第9項による。）

## 12. 被扶養者調査スケジュール

| 予定年月日            | 予定内容                                                                                                                                                                        |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年<br>9月13日（金） | 被扶養者調査書類の発送                                                                                                                                                                 |
| 10月11日（金）        | 被扶養者調査書類の提出期限（被保険者⇒事業主）                                                                                                                                                     |
| 10月18日（金）        | 〃（事業主⇒健保）                                                                                                                                                                   |
| 10月25日（金）        | 被扶養者調査書類未提出者への督促通知の発送<br>健保への提出期限：令和6年11月8日（金）                                                                                                                              |
| 12月9日（月）         | ① 被扶養者調査書類未提出者への通知発送<br>健康保険法施行規則第50条第9項により、「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は無効とする」と定められているため、被扶養者削除通知をもって被扶養者削除とする。<br>② 収入超過による削除対象者への通知発送<br>扶養削除に関する手続きについて通知を発送する。 |
| 令和7年1月1日         | 被扶養者削除                                                                                                                                                                      |

## 13. 令和7年度調査における注意事項

令和7年度調査において同一世帯でない者は、令和6年10月から令和7年9月（1年分）までの被保険者から当該被扶養者への送金額が分かる書類の提出を求める。

## 被扶養者添付書類一覧表

| 現 況<br>必要書類              | 専業主婦<br>無職 | パート<br>アルバイト   | 年金受給者 | 自営業者 | 学生 | 別居者 | 義父母 | 内縁関係<br>にある者 | 削除者 |
|--------------------------|------------|----------------|-------|------|----|-----|-----|--------------|-----|
| 現況届<br>(共通提出書類)          | ○          | ○              | ○     | ○    | ○  | ○   | ○   | ○            | —   |
| 所得証明書<br>(共通提出書類)        | ○          | ○              | ○     | ○    | ○  | ○   | ○   | ○            | —   |
| 雇用・給与<br>支払証明書           | —          | ○              | —     | —    | —  | —   | —   | —            | —   |
| 年金振込<br>通知書              | —          | —              | ○     | —    | —  | —   | —   | —            | —   |
| 確定申告書類<br>(一式)           | —          | —              | —     | ○    | —  | —   | —   | —            | —   |
| 在学証明書                    | —          | —              | —     | —    | ○  | —   | —   | —            | —   |
| 送金額<br>(援助額)             | —          | —              | —     | —    | —  | ○   | —   | —            | —   |
| 住民票                      | —          | —              | —     | —    | —  | —   | ○   | —            | —   |
| 戸籍謄本                     | —          | —              | —     | —    | —  | —   | —   | ○            | —   |
| 被扶養者<br>(異動)届            | —          | —              | —     | —    | —  | —   | —   | —            | ○   |
| 「一時的な収入変動」に<br>係る事業主の証明書 | —          | ▲ <sub>1</sub> | —     | —    | —  | —   | —   | —            | —   |
| 一時的な収入増加の<br>要因についての申出書  | —          | ▲ <sub>2</sub> | —     | —    | —  | —   | —   | —            | —   |
| 雇用契約書(写)                 | —          | ▲ <sub>3</sub> | —     | —    | —  | —   | —   | —            | —   |

※年収の壁・支援強化パッケージに該当する場合は▲<sub>1</sub>、▲<sub>2</sub>及び▲<sub>3</sub>を提出する。

※その他状況に応じて追加書類が必要となる場合がある。

## 被扶養者現況確認調査実施根拠

### ○健康保険法施行規則

(被保険者証の検認又は更新等)

第五十条 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。

…(中略)

9 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

### ○厚生労働省保険局長通知

保発第1029004号(平成16年10月29日付) 抜粋

「1 被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること。」

### ○厚生労働省保険局保険課長通知

保発第1029005号(平成16年10月29日付) 抜粋

「1 被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。」